

公益財団法人大学基準協会

『大学職員論叢』編集規程

平23. 9. 9 決定

平24. 3. 9 改定

平26. 1. 17改定

平27. 4. 14改定

平30. 7. 31改定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が、公益財団法人大学基準協会定款第4条第1項第7号に基づき、第3条に定める目的のために刊行する論叢誌について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 刊行する論叢誌の名称は、『大学職員論叢』（以下「本誌」という。）とする。

(目的)

第3条 本誌は、わが国内外の大学職員の資質向上に関わる基礎的・実践的理論の確立に貢献し、その成果を、広く大学関係者に啓発するとともに、大学職員の実務に活用することを目的に刊行する。

(刊行回数)

第4条 本誌は、原則として、1年に1回刊行する。

(刊行経費)

第5条 本誌の刊行に要する経費は、本協会の予算をもってこれに充てる。

(編集)

第6条 本誌の編集その他刊行に必要なことを行うため、本協会の事務局内に編集グループを置く。

2 編集グループの構成員は、公益財団法人大学基準協会事務局組織規則第4条第1項に定める職員又は同規則第6条第1項に定める研究員等（以下これらを総称して、「本協会事務局職員等」という。）の中から、事務局長がこれを選任する。

(投稿資格)

第7条 本誌は、第8条第1項各号に定める分野の投稿原稿及びその他の原稿からなる。

- 2 前項に定める本誌への投稿資格は、本協会の正会員校に属する常勤又は非常勤の教職員及び本協会事務局職員等が有するものとする。ただし、編集グループが特に認めた場合は、この限りではない。

(掲載される原稿の分野)

第8条 本誌に掲載される原稿は、次の各号の分野に属するもので、未発表のものとする。

- 一 大学職員等の実務
- 二 大学職員等のスタッフ・ディベロップメント
- 三 大学職員等のキャリア形成
- 四 大学職員等の制度
- 五 大学職員等の歴史
- 六 その他の関連分野

(掲載される原稿の種類)

第9条 本誌に掲載される原稿の基本的な分類枠は、次の通りとする。

- 一 論文（具体的な研究成果をまとめたもの）
- 二 書評・紹介（書籍、論文、翻訳並びに政府・審議会などからの報告書を含む文献の評論・紹介）
- 三 職員研修会の記録（本協会が主催した職員研修会などの記録）
- 四 その他編集グループの認めたもの

(投稿原稿の審査・編集)

第10条 投稿原稿は、原則として査読を行わず、掲載することとする。ただし、投稿原稿が、同一執筆者によって執筆され（その一部が執筆された場合を含む）、すでに他誌等で審査中又は掲載予定となっているものと同一又は著しく類似しているものであることが明らかとなった場合、これを採用しない。また、投稿原稿が、第3条又は前2条の規定に沿わないと編集グループが判断する場合、これを採用しないことがある。

- 2 投稿原稿の掲載にあたっては、編集グループは、表記統一を図るため原稿の表記を変更することがある。ただし、内容等に重大な変更を加える必要があると判断される場合、執筆者と予め協議するものとする。
- 3 原稿の執筆要領については、別に定める。

(著作権)

第11条 本誌に掲載された論文等の著作権は、本協会に帰属するものとする。

- 2 本協会は、原稿の執筆者から転載の申し出があった場合は、これを許可することができる。
- 3 本協会は、原稿の執筆者以外の者から転載の申し出があった場合は、これを許可することができる。その際、必要に応じて執筆者の意向を聞くものとする。

(電子化及びインターネット上での公開)

第12条 本誌は、刊行から一定期間の後に、原則として電子化（PDF化）し、本協会のホームページ等を通じ、本協会の正会員校に限ってこれを公開する。

2 ただし、編集グループが特別の事情を認めた場合は、公開しないことがある。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、平成23年9月9日から施行する。

附 則（平成24年3月9日）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年1月17日）

この規程は、平成26年1月17日から施行する。

附 則（平成27年4月14日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日）

この規程は、平成30年7月31日から施行する。